

# 東京・ウォーキングクラブの規約

## 第一章 名称

第1条 本クラブは「新日本スポーツ連盟 東京・ウォーキングクラブ」  
(略称東京・ウォーキングクラブとする) と称し東京都連盟内に事務所を置く

## 第二章 目的と活動

第2条 本クラブの目的は次のとおりである

1. 日本スポーツ連盟の活動に賛同し、ウォーキング活動を中心に健康づくり及びスポーツ活動を行い、クラブ員の相互理解と交流を図り、ウォーキングの楽しさを多くの人に広める。
2. スポーツ文化を発展にさせる諸活動を行なう。
3. その他、上記目的達成のための活動を行なう。

第3条 諸活動

1. ニュースを発行し会員相互の交流を深める。
2. 健康問題やスポーツ問題の学習、教育活動を行なう。
3. リーダー育成、クラブ活動などについて学習活動を行なう。
4. 日常的にウォーキングコースの開発などを行なう。
5. スポーツ連盟の諸活動に参加し、他種目の仲間と協力、連帯を計る。

## 第三章 組織及び機関

第4条 入会及び脱会

1. 入会は、クラブ及び個人とする。
2. 入会は規約を認めれば誰でも入れる。
3. 脱会は自由であるが、会に申し出なければならない。
4. 会費を六ヶ月滞納したときは脱会とみなす。

第5条 本クラブの最高決議機関は総会である。

第6条 総会は原則として年1回とし、会長が招集し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会はクラブ員の三分の一以上で成立し、総会決議は出席数の過半数で成立する。

第7条 総会は

- ①年度活動のまとめと活動方針を決める。
- ②決算承認と予算を決める。
- ③規約の改廃。
- ④役員を選出。

第8条 本クラブの役員構成

1. 会長 1名、会計 1名、運営委員若干名を置き、会計監査1名を置く。
2. 会は運営委員会を置き、会計監査を除く役員で行なう。運営委員会は総会決議の執行機関である。
3. 役員任期は総会から総会までとする。

## 第四章 財政

第9条 本クラブの財政は、会費、事業収入および寄付金でまかなう。

1. 年会費を三六〇〇円とする。会費納入は分割(2回)を認める。
2. 年度途中の入会は月割り会費とする
3. 会費はクラブ活動費及び組織分担金等に使われる。
4. 会計年度は七月から六月三十日迄とする。

付記

1. 本規約にない事項については、規約の精神にたち運営委員会合意で解決をする。
2. 本規約で細則が必要な事項は別途定める。
3. この規約は二〇〇三年七月十三日より発効する。
4. 二〇〇五年八月二十一日、9条一部改正。二〇〇八年七月二十七日、9条一部改正